

平成29年度

# 福島町議会

## 定例会5月会議会議録

平成29年5月25日 開会

平成29年5月25日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成29年5月25日（木曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	1 頁
○出 席 説 明 員 .....	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町長あいさつ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	4 頁
○日程第3 行政報告 .....	6 頁
1 北海道新幹線に係る固定資産税について	
2 がんばる地元企業等応援事業について	
3 昆布プロジェクト試験操業開始について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 企画課の所管事項について	
(2) 産業課農林担当の所管事項について	
教育行政報告 .....	8 頁
1 小中学校の教育について	
2 文化財について	
○日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	8 頁
○日程第5 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	10 頁
○日程第6 議案第3号 福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	11 頁
○日程第7 議案第4号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	18 頁
○日程第8 議案第5号 平成29年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	20 頁
○日程第9 開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認について .....	22 頁
○休 会 の 議 決 .....	22 頁
○休 会 宣 告 .....	22 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	町税条例の一部改正について	5月25日	原案可決
2	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	5月25日	原案可決
3	福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正について	5月25日	原案可決
4	平成29年度福島町一般会計補正予算（第1号）	5月25日	原案可決
5	平成29年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	5月25日	原案可決

平成29年度

## 福島町議会定例会5月会議

平成29年5月25日（木曜日）第1号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正について  
日程第5 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正について  
日程第7 議案第4号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第1号）  
日程第8 議案第5号 平成29年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第9 開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認について

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正について  
日程第5 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正について  
日程第7 議案第4号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第1号）  
日程第8 議案第5号 平成29年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第9 開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認について

### ◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	杉村志朗		2番	滝川明子
	3番	川村明雄		4番	花田勇
	5番	木村隆		6番	平沼昌平
	7番	佐藤孝男		8番	熊野茂夫

### ◎欠席議員（0名）

### ◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	高木壽
総務課長	工藤泰	総務課参事	小鹿一彦
企画課長	住吉英之	税務課長兼会計管理者	西田啓晃
福祉課長	石岡大志		

教 育 長 前 田 勝 広

事務局長兼給食センター所長 鎌 田 一 志

監 査 委 員 本庄屋 誠

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 阿 部 憲 一

議会事務局次長 鍋 谷 浩 行

議会事務局主査 谷 藤 悟

議会事務局書記 平 野 文 子

---

(開会 9時59分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから平成29年度福島町議会定例会5月会議を開会いたします。

日程に入る前に申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会5月会議の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、定例会5月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

現在、政府の経済財政諮問会議において、地方自治体の基金残高に関して、地方交付税の削減を念頭にした議論が展開され、新聞等の報道によりますと、2018年度予算編成の論点の1つになるとされておりますが、当町におきましては、松前町との合併協議を経て、町民自らが身を削り、現在の基金が積み上がっている状況にあるもので、地方の実情を無視した中央の議論は、甚だ遺憾に感じているところであり、到底容認できるものではなく、町村会などを通じて、しっかりと地域の実情を訴えてまいりたいと思っております。

さて、町内の浜の状況ですが、春のヤリイカ、マス及びホッケなど大変厳しい状況でございます。一方、昨年、壊滅的な被害のありました養殖昆布におきましては、間引き作業も順調に進んでおり、6月下旬からの収穫作業が期待されているところであります。また、食べる昆布に関しましても、当初の想定を超える漁業者の協力があり、先般も山崎会長との来年度の試験事業に向けた協議において、少し数量を増やし、作業も加速するなど、当初の計画を変更する方向で検討してまいりたいと考えてございます。

なお、4月から新たにスタートいたしました、がんばる地元企業等応援条例に関しましては、漁業者を中心に大変関心が高く、当初の予想をはるかに超える申請等が寄せられており、投資効果も順調にいけば約2億円が見込まれる状況となっております。改めて地元企業の潜在力及びパワーを感じているところでございます。

一方、6月解禁となるイカ漁に関しましては、昨年に引き続き、今年も不漁が懸念されており、イカを基幹産業としている当町にとりましては、危機的な状況にあることから、松前町長と連携し、6月上旬に地元の現状を国等の関係機関へ働きかけることとしてございます。

また、4月10日には、テレビやラジオで活躍されている小橋亜樹さんを日本一のスルメの生産地をPRするため、福島町スルメ大使に任命し、全道へ福島町のスルメの良さを情報発信していただくこととしてございます。

さらに5月14日には、母の日恒例の北海道女だけの相撲大会が全道各地から多数の方々の参加をいただき、盛大に行われ、新たな横綱が誕生するなど、全国へ福島町の元気な姿がテレビなどを通じて情報発信されたところでございます。

最近、テレビや新聞等で地方公務員の不祥事が多く報道されており、公務員に対する信頼が失われるような事例が他町で発生してございます。当町においても、職務の遂行に当たっては、一人ひとりが緊張感をもって臨むことと共に、改めてチェック体制を強化することで不正の防止に努めてまいりたいと考えてございます。

それでは、本日の案件についてですが、国の税制等改正に伴う町税条例及び福島町国民健康保険税条例の一部改正が2件、福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正が1件となっております。

なお、町民プールの条例改正に関しましては、先の総務教育常任委員会においても厳しいご意見もいた

だいておりますが、私といたしましては、これらの多様な意見を真摯に受け止めながら、条例改正のご審議をお願いするものであります。

また、平成29年度の一般会計の補正予算及び後期高齢者医療特別会計補正予算の2件となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、冒頭申し上げましたように、新たにスタートいたしました、がんばる地元企業等応援条例が当初の予算を上回る申請並びに相談等があることから、基金造成などの追加補正となっております。

また、後期高齢者医療特別会計の補正予算に関しましては、保険料の還付金が生じたことによるものであります。

そのようなことから、この度は条例の一部改正が3件、補正予算が2件の計5件の議案審議をお願いするものであります。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長のあいさつを終わります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1番杉村志朗議員、2番滝川明子議員を指名いたします。

---

### ◎諸 般 の 報 告

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

6番平沼昌平議会運営委員長。

#### ○6番（平沼昌平）

平成29年度福島町議会定例会5月会議の開会にあたり、5月23日に開会いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5月会議の審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げて、報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会5月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

3番川村明雄総務教育常任委員会委員長。

#### ○3番（川村明雄）

去る平成29年3月10日開催の福島町議会定例会3月会議において決定した休会中の所管事務調査を終えましたので、会議条例第147条の規定に基づき報告をします。

調査事件は、3件であります。

6ページをお願いします。



委員会意見でございますけれども、まず1件目、調査事件1 国道228号線の改良についてであります。

なお、調査日は、去る4月28日でございます。

地域住民にとって生活を支える根幹的な社会基盤である国道228号線は、台風等、あるいは災害等の迂回路の抜本的解決手段がないということで、要請はしておりますけれども、地域高規格道路松前半島道路の整備は進んでいない状況にあります。今般、函館開発建設部等において資料が示されましたので、この課題整理をされた結果について、報告をいたします。

論点とした調査項目及び意見の場合ですけれども、松前半島道路の要望については、継続して要望しておりますけれども、未だ計画路線の昇格に至っていないということでございまして、国土交通省北海道局長に、引き続き構成市町と協力して要望活動を進めていただきたいと思います。また、吉野・白神間の町道の道道昇格、迂回路要望については、厳しいということでもあります。道の実施主体であります島前林道や来年度以降整備する計画が進んでいる迂回路について利用できるのか十分注視し、状況に応じて議会に提出いただきたい。

次に、7ページ、調査事件2でございますが、社会教育施設利用料についてであります。

平成29年2月22日、第2次福島町まちづくり行財政推進プランの変更について、他の社会教育施設との整合性を指摘し、再度、検討願いたいということでございまして、定例会3月会議においても調査時と同じ内容で議案が提出されましたので、修正動議により町民プール無料化を除く修正案が可決されております。町より見直し案が示されましたので、再調査し、その調査結果を報告いたします。

スポーツ団体との懇談会の意見でございますけれども、それを付しております。

町民プールより収入額の少ないナイター施設も同じ判断を加えるべきでないか。町民プールは基本的には有料であるべき。無料の対象区分の拡張（高齢者・障がい者等）を検討すべきであるというような意見が出されました。

次の調査項目及び意見ですけれども、1、社会教育施設利用料の見直し案について。

(1)は総合体育館でありますけれども、現状の施設の運営方法としての利用料無料は、了承しますと。

(2)の町民プールでございますが、①から③までありまして、①平成25年度に提案されてから常任委員会等の意見が示されておまして、町民負担の公平・平等の原則、行財政運営の理念・基本方針、他の施設との総合的な使用料見直し検討等を指摘しているけれども、抜本的見直しや分析が行われないうまま今日まで推移してまいりました。

②町長は、合併協議会前の状態（無料）にリセットしたいということでもあります。自立を歩むに至った状況に鑑み、無料ではなく引き下げの対象施設としての区分が妥当であると思慮するわけでございます。スポーツ団体の意見、又、納税者である町民の意見も全面的無料には抵抗があること等を熟慮することが必要と判断します。

③当該施設の見直し案については、委員会においてもまとまらず、全会一致でないため、多数意見と少数意見を付記することになりました。

イの多数意見としては、見直し案を了承しないが4人でございました。他の施設との公平性・平等性を考慮する。無料とするのは問題がある。また、今回はファミリースポーツ公園利用料の見直し案の算定を基準とした利用料としてはと。さらに4人の内訳ですけれども、Aとして、町民は無料、町外は有料とする意見が1人。Bとして、高校生までの児童生徒及び65歳以上の高齢者及び障がい者を無料、それ以外の利用料1日100円をベースにシーズン券・回数券の料金を算定するという意見の方が3名でした。

ロの少数意見、見直し案を了承するという方が2名おりました。町民プールは学校プールの代替施設という位置付けから、パークゴルフ場等と違い当初は無料の施設であったから、町の財政状況を鑑みたくて今回の見直し案に賛成するという内容でありました。

(3)のファミリースポーツ公園（パークゴルフ場）の見直し案については、了承するというところでございます。

2のその他でございますが、社会教育施設の利用料は教育委員会でも検討・整理されていないことを憂慮します。今回の見直し対象施設にはナイター利用料については、4月から引き下げられておりますが、他の施設（総合体育館・パークゴルフ場・町民プール）の使用料の考え方からすると利用者負担が高く、公平性・平等性という点で疑義が残るため、さらに見直しを検討されたいという内容であります。

次の9ページ、調査事件3でございますが、福島町定住促進住宅基本計画及び建設用地取得についてでございますけれども、平成27年11月に策定した第5次福島町総合計画で、若者等の定住対策と子育て環境の充実を目標の一つに位置付け、平成29年3月に「福島町定住促進住宅基本計画」を策定し、その内容が示されたので、定住促進事業に係る町の考え方について確認・調査、その結果を報告します。

論点とした調査項目及び意見でございますけれども、1、福島町定住促進住宅基本計画について。

(1)の検討委員でありますけれども、今回の計画を策定するに当たって、検討委員の招集範囲が偏っている状況ではないかということと、子育て世帯の代表者等から広く意見を伺う機会を設定するよう検討いただきたい。

(2)の基本計画の策定経緯でありますけれども、検討会メンバーの新たな発想、自由闊達な意見交換ができづらい状況で検討されていたと推察されます。基本的な検討や町民の意見を広く聞くべきであり、その後に建物や場所といったような具体的な検討を行うのが本来の考え方ではないだろうかということでございます。

2の今後のスケジュールについてであります。土地の現況は、既に土地開発基金を活用し先行投資で土地を取得し公共施設整備を進める環境にないと判断します。

総合計画の平成29年度ローリングに若者定住対策としての町有住宅建設、関連用地の取得を登載し、そのうえで、町民・議会に明確に見えるよう、一般会計で土地の購入費用を予算化、そして、並行して土地開発基金を処分（整理廃止）し、財源に充当する方向で検討いただきたい。

3の取得予定の用地ですけれども、これまでの経緯から購入せざるを得ないと思慮します。しかし、当該土地の面積が公簿面積より大きくて1万平方メートル程ということでもあります。所有者はこれまで公簿面積を基に固定資産税等を納めてきたことから、実測面積による土地の取得に当たっては、購入価格をできるかぎり抑えなければ、町民の理解を得ることは難しいと思慮します。

4、総括意見でございますけれども、示された基本計画は、その策定手法が些か性急な印象を受けます。まず、土地の取得について調査を行い、土地の活用方法について調査を行うという形であるべきだったと思慮します。

早い段階で議会に報告するべきであり、経過を含め議会に説明がなかったことについては遺憾であります。今後は、このようなことが無いよう、議会への対応を配慮いただきたい。

なお、町長から意見交換の中で、今後、段階を踏んで計画を進めるということの説明がありましたことから、引き続き調査を継続するものであります。

以上であります。

#### ○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## ◎行 政 報 告

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

#### ○町長（鳴海清春）

平成29年度福島町議会定例会5月会議の開催にあたり、定例会3月会議以降の行政報告を申し上げます。

まず、1点目の北海道新幹線に係る固定資産税について。

平成28年3月に開業した北海道新幹線の固定資産税に関して、渡島総合振興局を通じ、平成29年3月31日付で地方税法第389条の規定に基づく償却資産の配分価格が総務大臣から通知されました。

今年度の総務大臣配分に係る課税標準額から算定した固定資産税額は、総額2億54万円となっており対前年比で1億5,242万円の増額で316パーセントの伸び率となっております。

また、北海道新幹線に係る直接の税額としては、1億5,252万円となっており、当初見込みより1億3,252万円の増額となっております。

ただし、歳入全体のトータルでは、税収増に伴う基準財政収入額の増により地方交付税が減額見込とな

ることから、7月に行われる普通交付税本算定による額の確定を受けてから、関連の補正予算を提案する予定でありますので、予めご理解をお願い申し上げます。

2点目のがんばる地元企業等応援事業について。

本年4月1日施行した当該条例に基づく地元企業等への支援の状況についてであります。5月11日現在、大変多くの相談や指定申請を受け付けている状況にあり、助成金のうち施設投資助成金の指定申請受付件数は52件で、助成見込額は当初予算を上回る6,065万6千円となっております。

制度の周知が進むにつれて、今後も指定申請が見込まれることから、関連の補正予算を本会議に計上しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

3点目の昆布プロジェクト試験操業開始について。

株式会社ヤマザキが現地法人として設立した「北海シーウィード」において、「食べる昆布」の商品開発に向けた作業が福島漁港内で開始され、3月25日から乾燥作業がスタートし、5月いっぱいのお操業を予定しております。

裁断作業は、5月8日より5名体制で開始し、本年は10トンの製造を目標に取り組んでいると報告を受けております。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

(1)として、企画課の所管事項について。

本年度が2年目となる、「新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業」については、本年4月28日付けで、平成29年度地方創生推進交付金の交付対象事業に内示されました。

本事業につきましては、既に交付決定されている地方創生拠点整備交付金により陸上養殖施設飼育棟の施設整備を進め、本格的な事業化に向けて取り組んでまいります。

なお、「移住・定住」に取り組む木古内町・知内町・福島町三町連携事業につきましては、残念ながら、地方創生推進交付金の交付対象事業に採択されませんでした。連携事業は財政的なメリットがあることから他町と連携し事業を推進してまいりたいと考えております。

また、財源については「地域づくり総合交付金」の活用についても三町連携しながら対応してまいります。

次に、一般社団法人福島町まちづくり工房に対する支援についてであります。まちづくり工房のビジネス事業の実施に向けた支援のため、昨年度「新・地域再生マネージャー事業」で招聘した「吉川京二氏」、「唐橋宏氏」の専門家2名が北海道の戦略産業雇用創造プロジェクトの一環として来町し、「食と観光によるまちづくりプロジェクト実施に向けた検討会」で助言や提言等意見交換していただいたところでもあります。

また、併せて、千軒そばの指導、昆布プロジェクトやアワビ陸上養殖の視察も行ったところであります。

なお、9月下旬に、第2回目の招聘を予定しているところであります。

(2)産業課農林担当の所管事項について。

4月27日に福島町森林組合が再建に向けた臨時総会を開催し、「福島町森林組合再建計画」が提案され、承認されたところであります。

なお、承認された計画については、道及び系統上部機関である道森連の支援をいただきながら、平成29年から5年間で繰越欠損金を解消する計画となっております。

また、当計画において、町への協力要請が明示されており、再建計画に伴う指導・要望及び要請が主な事項となっております。

このようなことから、当町においても今後、町有林整備事業や林道整備などを活発化させることで、組合経営の早期健全化に向けた支援策に取り組んでまいります。

町の主な主催事業及び行事につきましては、別に記載してございますので、参照いただきたいと思います。

なお、深浦医院の閉院後における後任医師の状況につきましては、先週19日開催の議員全員協議会において説明をさせていただきますので、ここでは割愛をさせていただきます。

ただ、1点、報告として、町民への周知でございますけれども、24日付けで全戸配布で町民の方々に配布をさせていただきます。また、6月の広報で同じような内容にはなりますけれども、掲載をして、周知漏れのないように徹底をしていきたいと思っております。

以上で、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

続きまして、教育行政報告を申し上げますので、5ページをお開き願います。

平成29年度福島町議会定例会5月会議の開催にあたり、定例会3月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、小中学校の教育について。

学校運営協議会（コミュニティスクール）の本年12月中の全校指定に向けて、4月27日に町内会長、学校評議員、PTA役員及び教職員の代表者で組織する「福島町学校運営協議会設立準備委員会」の第1回目の会議を開催いたしました。会議では、今後の事業計画と事業予算等の確認が行われました。教育委員会としては、準備委員会の協力をいただきながら、予定どおりの指定に向けた手続きを進めてまいります。

平成30年度の児童生徒用タブレット等の配置に向けて、5月8日に各学校の代表者で組織する「児童生徒用タブレット等整備検討会議」を開催いたしました。会議では、今後のスケジュールと合わせて視察研修先の検討、ICT教育推進員との連携調整の協議等が行われました。

なお、同検討会議より、5月10日付で、平成30年度よりタブレットを利用した授業を円滑に行うために、教諭用のタブレットを早い時期での先行配置を希望する要望書をいただきましたので、教育委員会としては、町長と協議のうえ、定例会6月会議に関連予算を補正提案したいと考えております。

次に、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」に伴う、関連条例の制定といじめ防止基本方針の策定であります。現在、福島町では未整備となっておりますが、各学校と協議を進め、条例（素案）及び防止基本方針（素案）を取りまとめ、町長と調整のうえ、議会に内容を説明し、定例会9月会議に関連条例を提案したいと考えております。

2、文化財について。

現在、チロップ館で活動している個人の方より、これまでに収集した5,872点に及び古民具等について、福島町の社会教育に活用してほしいとの寄贈申請書を3月21日付で受理いたしました。申請を受けて、町長と協議のうえ、古民具等の寄贈を受けることに決定したところであります。これを受けて、寄贈された古民具等の整理を本年度中に行う必要があることから、定例会6月会議に関連予算を補正提案したいと考えております。

以上で、平成29年度定例会3月会議以降の教育行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

---

## ◎議案第1号 町税条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田啓晃税務課長。

○税務課長兼会計管理者（西田啓晃）

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 町税条例の一部改正について。

条税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月25日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料2の1ページをお開き願います。

議案第1号関係、町税条例の一部改正についてでございます。

1の改正理由について。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、町税条例の一部を改正しようとするものであります。

2の主な改正内容について。

主な改正内容は、次のとおりですが、条例改正に伴い生じた条項の追加による条項ずれ、文言の整理についても、併せて改正しようとするものでございます。

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて。

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるものでございます。また、給与収入金額1,120万円(所得金額900万円)を超える納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、段階的な仕組みを設けるものでございます。

下段に、納税者本人の受ける控除額が、今回、拡充される図を示しております。

改正前としては、①の線に示しております収入額103万円までの配偶者控除と、②の線に示しております最大141万円までの収入に応じた段階的な配偶者控除でございます。今回の改正後で、配偶者特別控除の③の線に示しております収入額150万円までは納税者本人の所得額が900万円以下の場合、配偶者を扶養親族に加えて計算することができることになりました。また、配偶者特別控除で②の段階的基準が、④の線のとおり最大で収入額201万円まで拡充されることになりました。この改正につきましては、所得税が平成30年度分から住民税が平成31年度分からの適用となるものでございます。

2ページをお開き願います。

先ほどの続きとして、納税者本人に係る所得制限額を記載してございます。

改正前は、所得額で1千万円までを控除額33万円としておりましたが、改正後は図のとおり、段階的な控除額となるものでございます。

(2) 控除対象配偶者の名称変更について。

控除対象配偶者の定義を現行の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更することによる規定を整備するものでございます。

(3) 軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しについて。

平成28年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例については、重点化を行ったうえで平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間延長するものでございます。この内容につきましては、下段に軽自動車税及び自動車税について記載してございます。

なお、現在の軽自動車自家用車の税額は1万800円でございますので、軽減率が75パーセント軽減で2,700円、50パーセント軽減で5,400円、25パーセント軽減で8,100円となるものでございます。

3ページをお願いします。

(4) 固定資産税の特例について。

①家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入するものでございます。

②企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設するものでございます。

上記の特例措置は、固定資産の課税標準額を2分の1とするものでございます。

なお、参考として、わがまち特例及び企業主導型保育事業についての内容を掲載してございます。

3の施行期日について。

施行期日は、(1)から(2)は平成31年1月1日から施行し、(3)から(4)は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

なお、議案の1ページから21ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、町税条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### ○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第1号は可決いたしました。

---

## ◎議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長(溝部幸基)

日程第5 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田啓晃税務課長。

○税務課長(西田啓晃)

それでは、議案の23ページをお願いいたします。

議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月25日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料2の4ページをお開き願います。

議案第2号関係、福島町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

1の改正理由について。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が平成29年2月22日に公布されたことに伴い、福島町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

2の主な改正内容について。

今回は、軽減判定所得の改正でございます。

まず、1点目として、5割軽減基準についてでございます。

被保険者数に乗ずる金額を26万5千円から27万円に改正するものであり、被保険者1人につき5千円の増となるものでございます。これにより、新たに5割軽減となる世帯が2世帯増え、全体として164世帯、297人となるもので、これは平成28年度課税を基にしたものでございます。

2点目として、2割軽減基準についてでございます。

被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に改正するものであり、被保険者1人につき1万円の増となるものでございます。これにより、新たに2割軽減となる世帯が2世帯増え、2割軽減から5割軽

減となった世帯が2世帯減り、全体として140世帯、241名となるもので、これも平成28年度課税を基にしたものでございます。

3の施行期日について。

(1) 施行期日は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用としております。

(2) 適用区分については、改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるとしております。

なお、議案の23ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、福島町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

---

◎議案第3号 福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第3号 福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

それでは、議案の25ページをお開き願います。

議案第3号 福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正について。

福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月25日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、別冊資料でご説明いたしますので、説明資料2をご用意願います。

説明資料2の5ページをお開き願います。

議案第3号関係、福島町民プール条例及びファミリースポーツ公園条例の一部改正について。

1の提案理由についてでございますが、町では、松前町との合併協議の破綻を受けて、福島町財政確立プランにおいて、町民の方々に負担をいただく形で社会教育施設の使用料の見直しを行ったところであり、このような経過の中で、現行の財政状況を踏まえ福島町財政確立プラン等において、無料から有料にしたもの及び引き上げた施設の利用料について、各施設の利用状況等の再検証をした上で、必要に応じて平成17年度ベースに戻すことを方針に見直しを進めたところであります。

今般、教育委員会の所管する施設について、諮問機関である「福島町スポーツ推進委員会」及び「福島町社会教育委員会」から使用料の見直しに係る答申を受けて、議会の総務教育常任委員会に対する説明を終えたことから、両条例の一部を改正しようとするものであります。

2の改正用内容については、町民プールについては、学校プールの代替え施設の位置づけが強く、児童・生徒の利用が多いこと及び町民の健康福祉の増進という目的に鑑み、有料から無料化に改正するものです。

ファミリースポーツ公園については、定例会3月会議において減額改正した野球場照明施設利用料と同程度の減額改正を行い、年齢・性別に関係なく手軽にできるパークゴルフをさらに町民に普及させようとするものであります。

3の施行期日については、平成29年6月1日から施行いたします。

6ページをお開き願います。

4として、その他の参考資料として、①として、3つの社会教育施設の利用状況等を掲載しております。②として、3つの社会教育施設の運営費等を掲載しております。

7ページをお開き願います。

③として、各施設の利用促進に向けた考え方については、本日配付の追加資料においてご説明いたしますので、ご用意願います。

議案第3号関係、福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の一部改正について。

各施設の利用促進に向けた考え方として、(1)の総合体育館の直近6カ月間の利用状況について、ご説明いたします。

6カ月間の内訳を見てみると、一般利用者は月平均800人で、1日当たり32名となります。夜間の団体利用者は、月平均400人で、1日当たり20名となります。平日の昼間の一般利用者を増やすことは難しいと考え、スポーツ推進委員会及び団体利用者会議等において、夜間の団体利用者の促進について協議を進めたいと考えております。

(2)の町民プールの平成28年度の利用状況について、ご説明いたします。

開館日は104日間で、利用者の内訳については、児童・生徒1,037人、一般利用者777人、団体等利用者801人、見学者409人で、合計で3,024人となります。月別の一般利用者の利用状況については、6月では160人で、1日平均6.2人、7月については213人で、1日平均7.9人となります。8月については275人で、1日平均1.1人となり、9月については129人で、1日平均4.8人となります。

中段になりますが、8月6日から31日までの18日間、無料試行期間を設け、821人の利用がありました。大きな数字ではありませんが、利用者の増加にはつながっていると考えております。しかしながら、無料化イコール利用者の増加に直ちに結びつくとの考えは慎重にあるべきと考えます。特に、高齢者等の健康増進や病後のリハビリとしてのプールの活用については、福祉担当課と協議したところ難しいと判断したところではあります。各種の会議や教室等で水中運動の優位性やプールの無料化を教育委員会共々PRしたいと考えております。また、吉岡小学校から、児童の町民プール利用促進のためのバスの運行と遊泳時間を午後4時30分から30分延長し午後5時までの延長に関する要請があり、教育委員会内部で協議し、教育委員会会議で最終協議を行い、プールの開館の6月1日に間に合うように整理したところであります。

(3)のファミリースポーツ公園の平成28年度の利用状況について、ご説明いたします。

平成28年度の利用者等を分析すると、4月25日から11月7日までの191日間で町内利用者4,351人、町外利用者731人の計5,082人の利用者となります。1日当たりの平均利用者数は27.



6人で、最大が124人となっております。パークゴルフ協会と協働して、健康増進に優れたスポーツとしてのパークゴルフの利用を呼びかけ、愛好者を増やしていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

ご審議くださるよう、よろしく願いいたします。

すみません。別冊説明資料の5ページの表題、福島町民プール条例及びの次に「福島町」を加筆お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

7ページの中に、見学者の数字も入っているわけなんですけれども、この見学者の内訳。それから、団体等の名前、団体の内訳内容。それから、もし分かれば一般利用者の年齢構成を教えてくださいなと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時59分）

（再開 11時11分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

先ほどの平沼議員のご質問にお答えします。

見学者については、概ね小学校2年生以下の児童・幼児の保護者等です。団体利用については、町の主催事業、ジュニアスイミングスクール、エアロビクス、プール祭り等の利用者です。一般利用者の年齢構成については、正確な集計はしておりませんが、概ね40代、50代、60代が利用者の大半を占めております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

この見学者も利用者の中に入れたという根拠も教えてくださいなと思います。意見交換でないのです、その入れた状況についてですね。その辺お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

今、平沼議員の質問になりますけれども、厳密に私も見学者をその項目に含めた根拠を承知はしておりません。以前からこういう格好で集計しているということでの今回の資料提出になっておりますので、改めて過去を振り返って検証はしてみたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

この時は無料化にするということで、無料化にして利用促進を図りたいという町長の意向をもって、この議案が出てきているわけなんですけれども、にも拘らず、この7ページの下から16行目の文章からは、この行為自体が何か無理であると。それに向かっての対応策ということをどう検討されていくのか。利用促進をしていかなければならないという考えの下でお考えになっていると思うんですけれども、その考えをどうお考えになっているのかお伺いしたい。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

福祉関係の事業で実施しているリハビリ事業とかに参加している方などについては、町民プールの利用については難しいだろうということの記載であります。それ以外の例えば病後、術後のリハビリとして利用できる方、並びに肥満とか、私もそうなんですけれども、例えば体重の脂肪燃焼とか、そういう方については福祉課の事業と私どもの事業でタイアップをしながらPRして、利用者を増やそうという考えであります。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

最初から無理なものを如何にも検討するような文章になっていて、この文章の中からは、それが出来ません、出来る人だけやりますという文章ですよ。これは。違いますか。であれば、利用促進に向けての行政側の努力というのは、どこに出てくるんですか。その辺が一番聞きたいところなんです。

それから、2問目になりますけれども、この文章の中に書いている数字からいくと、月別の一般利用者が6月、7月、8月、それぞれ160人、213人、1日平均は6月が6.2人。これによっていきますと、開館日が大体ざっくりした計算でいきますと、6月で25.81日、それから7月で26.96日、8月で25日、9月で26日。これは作った資料には書いていませんよ。そちらの資料から憶測して作った数値です。だから、この文章には書いていないと思います。反対に、この開館日から男女のそれぞれの比率を見てみると、6月で男性が34.6人、女性が125.4人になると思うんです。この平均日数からくると。それを1日当たりの男性の利用者にすると、6月で1.3人、女性で4.9人。こういう風にこの文章から読み取れるんですけれども、1日当たりの男性の利用数というか、月の利用数。これは極端に少ないことになります。それで、これから利用促進をしていくということになると、その利用促進をするために、年齢層もそうですけれども、先ほど40代、50代、60代とざっくり言いましたけれども、どの年代にターゲットを絞って、どういう施策をもって、このプールの利用率を上げていくか。それは当然、お考えの中でこの文章を作っていると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

まず、前段の1点目の行政としての利用促進の考え方ということなんですけれども、特に資料の7ページに書いております関係でございますが、今般、町長と改めて無料化にするという方針を立てまして、では如何にして利用促進をすべきかということも内部でも検討しました。

ただ、検討していく中では、やはりその利用団体の組織があれば一番定期的に利用促進が図れて、そこに集まってきてプールを利用するというのが理想なんですけれども、現状はそういうサークルも出来ない、難しいという中にあるということで、従前から健康増進施設ということで高齢者等の利用も図っていきたいということも、前々から議会の中でも当時の教育長とも申しておりました。

それで、本当にそれが出来るんだろうかという形で、現場の福祉課の担当職員とも話しながら、ざっくりと意見交換をしました。その中では、やはりそこに書いていますとおり、高齢者の方が来て着替えて、水着を着て利用する環境には現状ではなかなか難しいと。ですから、そういう形でのリハビリテーションとか福祉対策を兼ねてプールの利用促進というのも、これは現実的には教育長さん、ちょっと無理がありますよということのご意見をいただきましたので、そこを素直に教育委員会としてもそうだよねということで、まずはっきり現状を書いた上で、教育委員会としては無料化をまず全面にアピールして、基

本的には使用料が掛からない手軽に利用できる施設だよという形でPRして、そこで、今、鎌田局長が話したとおり、自分の健康対策、そういう中で利用していくことを教育委員会と福祉課の方で、高齢者等を中心にしながら、その優位性を訴えていって、町民プールの方に目を向けて利用者を増やしていきたいということが基本的な考えでございます。ですから、結果といたしましては、抜本的な対策は見いだせていないということになります。

それから、色々縷々分析ありましたが、ざっくりやはり若い年代というのはなかなかプールの方には足を運んでいただけないということになりますので、ですから、特別に今の段階ではどこの部分にターゲットを絞ってということは現在のところ検討しておりません。

ただ、平沼議員ご指摘のとおり、極めて男性の利用が低調という実態も明らかになっておりますので、その部分につきましても、男性はやはりどうしても自分も含めて、着替えてプールを利用するというのがどうしても面倒くさがる傾向にあるのかなということも思ったりしております。そういう意味では、やはりスポーツ関係の団体の方とお話しながら、なんとかプールに目を向けてもらうような形でお願い、PRしていくことしか、私の中では利用促進策はないのかなと考えておりますので、ご理解の方よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

男性の利用については、平成22、23年度に水中エアロビクス教室をやった時に、現在の福島の医歯会の会長の小笠原先生なども事業に参加して、この頃はちょっと忙しくてプールの方には足を運んでいただけていないわけですが、今、教育長が言ったような形で、私どもと福祉課並びに福島町の医歯会の方との協力も得ながら、女性はもちろんのこと、男性の健康増進のためにもプールを利用していただくという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

先ほど教育長、各課でざっくり話したというような内容ですが、今、わざわざ無料化にして、町長の意向を受けて、利用促進を図っていくという段階にあって、ざっくり話して駄目だった。であれば、次の施策を何か考えていかなきゃならないというのは、これが置かれている立場の考え方じゃないんですか。違いますか。若い年代の方々もこれからは検討します、PRしていきます。今現在、このPRしているものがこの場に出てきて、無料化に対して、こういうものがあるので利用促進がなっていきますよということを本来はここで聞きたかったわけなんです。言わせてもらいますけれども、この資料から読み取る中で、先ほど言ったように、開館日も7月には2日間利用者ゼロということで、計算だけでは本当に何日というものしか出てこないんですけれども、もう少し私みたいな頭の悪い者が分かるように、資料をもう少しとまとめていただければ、私もこういうくどい質問はしなくてもよかったのかなと思うんです。

特に、この文章だけでは、男性の利用率というのが全然出てこない。6月で1日1.3人、7月で1.7人、8月に入って2.4人、9月に入ると1日1人というものになってくるわけなんです。やはりそういうデータから数値から何をすべきかというものを読み取っていかなきゃならないと思うんです。違いますか。何の根拠もなく、この書かれているような文章で何が分かりますか。私はそう思うんです。ただ数字だけ羅列して文章にしたって、何も内容が分からないような数字の羅列であれば意味がないと思います。ましてや、今、これから色んなPRをしていきますと言われておりますので、時間を区切って、いつまでどういう施策をもって、ある程度の目標値を設定して、これから施設利用をしていくのかお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

男性、女性の全体の集約のものは、先ほど追加資料の中の利用者内訳のところの以降の欄に、男性168人、22パーセント、女性609人、78パーセントということで、月別のものは示しておりませんが、全体のものはそこに示させております。たまたまうちの局長がその部分については説明を飛ばし

たみたいですが、そういう形で一応資料としてはお示しさせていただきました。

ただ、全体的にその最初の文章だと分かりづらいというご指摘があり、議会事務局とも相談しながら、このような追加の資料を用意させていただきましたので、この部分についてはご容赦を願いたいと思います。

あと、具体の根本の利用策なんですけれども、今、いつまでにどのような方法で目標を設けるべきということのご意見なんです、その部分については、今段階で私の方で明確に答弁することは出来ませんので、平沼議員の意見を参考にしながら、これから事務局内でさらに話を詰めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

まず、そもそもから始まりますけれども、平成25年度でこの話を見直し出していました。しかしながら、そのあと夏場の無料開放という対策を3年間講じてきました。それで、町長が代わりまして、鳴海町長に期待しましたところ、前と同じ無料という提案でございました。最初の平成25年度当時、無料という話については、教育委員の中でも割れていたと。当然、町民の間でも割れるということは事実でありました。それで、町長にも、その結果を常任委員会等で論議しながら、今年になっても3月の常任委員会の意見。これから少し動くかなという風に思って、色々常任委員会の中でも賛否両論ありましたから、それらを勘案して、そして、町長の意向も十分酌めるだろうということで、町民が理解できる対応。そういう形を提案することによって、町民からの反対も無いだろうというのが、1日100円ということと、それから、高齢者、あるいは身体に障がいがある方々、また、中学生を高校生まで上げて、高校生以下無償ということ。そのほか主催事業等もありますから、そういう場合も無料で使えるわけですね。そういうことを勘案すると、成人以上の方々が100円で自分の健康も保持できる、あるいは水泳の力量。あるいは児童・生徒は元々無料ですけれども、児童・生徒が活発に泳ぎを、福島町の児童・生徒は誰も泳げない人はいない、みんな全員泳げる、皆泳という、そういう主催事業もやれるという風に考えていたわけですが、町長はあくまでも前回と同じ形で今回も出されてまいりました。その辺は町長の考え方、思うところがあるということでしたから、そのところを再度また聞かせてほしいと思うわけです。やはり教育員会制度が改正になって、これから将来、町長の意向も大きく影響する場合もあるかもしれません。そういうところを鑑みていくと、やはりそれぞれの機関がありますので、それぞれの機関の使命と言いますか、形もしん酌しながら進めていく行政でなければならないと思うわけですが、今一度お願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私が就任して、今回、プールの無料化ということ。ただ、私が就任する前も何か無料化で議会で議論したということを知っていて、前教育長の時代だと思っておりますけれども、大分問題になったのを承知してございます。確かに行政は継続性を求めるということもございまして、やはり新しい町長になった時に、自分が町歩きして、しっかり住民の声を聞いた中で、自分の政策として訴えております。先ほど男性の方の利用とか、高齢者の利用の話もありました。私は実際、自分がプールを利用した観点の中で、例えば平成17年の合併の前には、やはり健康のために、個人名を言いますが、前の北電の池田さんとか、高齢者の方でも水着を着て健康のために利用していたんですよ。それが有料になって一時離れているわけです。利用者が減っているのは子ども達、小学生の数が減っているわけですから、当然、本来的に学校プールの代替えでありますから、そういった数が減ってくるのは当然なんですよ。そのところを少し私はプールの実態をしっかり自分の中でとらえて、今回、提案させていただいておりますので、その中で、その合併当時に当初は無料だったわけでございますので、当然、私もその当時の議論も知っています。その時も、やはり喧々諤々議会の中でやったものが残っています。その結果として、議会サイドもプールについては無料が良いですねという判断を一時したわけですよ。たまたま合併協議になった時に、多少、皆さんに応分の負担をお願いするという中で、この有料化というのは始まっておりますので、私の思いとして

は、そこをもう一度ちゃんとリセットさせてくださいと。その中で、本来的に有料であれば、また議論すればいい事だと私は思いますので、まずはそのところをしっかりと自分の考えの下で提案をさせていただいていますので、何もその前の議論を無視して出しているわけでもありませんし、私としては、まずはリセットして無料にする。そして、先ほど言いましたとおり、利用促進を図らなければならないというのも当たり前のお話でありまして、そのところをちょっとうちの教育委員会の方がまだ積み上げきれてないということがあるんだと思いますけれども、やはり本来、学校プールとして利用する分については、大体数がつかめるわけですよ。あとは如何にその例えば今まで利用していた、当然もう亡くなっている人もいますから、戻ることはできませんけれども、そういった方々が従前利用していたのは、やはり高齢者で60、70でも水着を着て健康のためにプールに通っていたわけです。それが有料になって、なかなか年金が下げられてきた中で通えないという声が私の中には届いていましたので、そういったものを是非、私としては施策に組み込みたいということで、今回、こういう提案をさせていただいていますので、利用促進については、さっき平沼議員の方からもありましたとおり、私もしっかりと、町民課長の時代もある程度、色んな工夫をしながら、どうしても教育委員会というのは予算がありませんので、やはり色んな方法で健康増進なり、そういったところの予算をもってきて、例えば教室を開くとか、その時も本当に若いお母さん方が20人、30人来てくれたわけですよ。やはりやれば応えてくれると私は思いますので、しっかり行政がそういう促進策をこれから、意見をいただきましたので、我々としても来年度に向けて、そういう対策を教育委員会だけでなく福祉の方も併せてやっていきたいと思っておりますので、今回はそういった形で我々としてはしっかりと意見を聞いた中で、再度提案させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

3番川村明雄議員。

○3番（川村明雄）

いずれにしても利用促進の内容は、いつでも当然、有料、無料に関わらず、それは考えていかなければならない、計画化されていかなければならないと思っているわけですから、そのところにはあまり触れませんけれども、やはり町長が一回リセットしたいと。一回リセットしたいということは、またそうしたら今後に検討する、有料を検討するというのを残しているのかなということ。その辺がちょっと分からないということ。もし、そうであるとすれば、私は自立の道を歩んだ町としては、やはり有料にしてからドンと減ってしまったわけですよ。そして、今、10年前から低下、減少のまま推移してきた状況。そういう状況ですから、それを分析していくということが必要だと思うんです。だから、無料にすれば確かに増えると思います。1日300円が無料ですから、当然、多くなりますよ。おそらく。人口が減っているから、その率でもって利用人数は変わるかもしれませんが、もちろん減るだろうけれども、無料にすればいくら戻る。有料の100円であっても、私は今よりは増えると思うんです。パークの方も100円まで落としました。デマンドバス、片道300円、身障者150円。青函トンネル記念館、横綱記念館、高齢者は無料。そういう状況で、温泉は入湯税150円必要だということで、大体100円から300円の間で推移されてきた。しかし、プールが300円と如何に高いかということで入る人が少なくなったということで、町長のご存知のとおりでありますよね。ですけれども、私は一回リセットするにしても、有料にして100円にして、そして、2、3年様子を見た上で、どういう形にするのが良いか、その後にもまた検討するというのも吝かではないんじゃないかなと思うんです。それがやはり町民が、この間のスポーツ団体の人も言っている。それを今日、報告に書かせていただきましたけれども、それは一部の意見だと思われてしまえば、それは間違いだと思うんです。私はね。そういう有料、無料の確かに拮抗している中での対応としては、下げて様子を見るということが必要だろうと思うんです。増えるとやはりプールの場合は光熱水費が掛かりますから、若干でも何パーセントがおそらく多くなると思うんですよ。今、1カ月に200万円という他の施設と比べても飛び抜けた経費を使っているわけですね。そういう中で、現在は月4万円の収入しかない。しかし、100円にして、そして、裾野を広げる、利用者により多く来てもらうということに目標、期待をかけて、職員もコスト意識をもって、そして、経営感覚を持ちながら進んでいくということが必要だと思う。私は、無料にしてしまうと、そのコスト感覚とか目標というのが見えなくなってしまうと思うんです。確かに、この人数を何年後に何割上げていこうという、そういう主催事業とか、そういうことは出来るかもしれませんが、収入で見た場合、やはりその収入を

倍にしようといった場合、あるいは今、入っている人方の300円を100人にとすると3分の1ですから、3倍の人数が入ることによって今と同程度の収入が得られる。そして、それを1つの目標にしようと思えばできるわけですね。目標の設定はそれぞれの時代の形になると思うんですけども、いくらかでも予算を、例えば安全対策とか乳幼児、あるいは児童・生徒の時代に使うということもできるわけですから、そういうことを考えていきますと、やはり有料で、そして、見えるようにして目標を持てるような形にして、コスト意識も、あるいは経営感覚も持つ。そういう職員の育成も含めた形が私は良いんではないかと思うわけなんですよね。飛び抜け1カ月の経費が非常に多くの予算が必要な施設であるという認識をやはりしていかなければならないと思うわけです。町長、おそらく答弁としては同じような形になるかもしれませんが、今一度お願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

そここのところは議員と見解の分かれるところでありまして、平成17年、松前町との合併の時に私は合併事務局にいて、まさにその議論の最中にいたわけでありまして。実際、私は当時、役場の方を離れていましたので、庁内の議論というのは参加できなかったもので、少し残念だなと思っているのは、プールを有料にしたことが本当に良かったのかと。果たして、この金額で財政に貢献したのかということを考えて時に、私は少し疑問に思っていたことはあるんです。そういった中で、今回、公平・公正という観点からという言い方もされますけれども、そういったことを考えると、総合体育館そのものがプールより多い人数が利用されて無料でできている中で、プールだけがなぜ有料なんだということもあるわけですね。そういったことも考えながら、我々としては総合的な財政判断も含めて、無料をしても財政に与える影響。そういったことも総合的に考えながら、私としては、町長として政策を預かる中での判断として、今回、提案させていただいておりますので、そここのところはご理解いただきたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

1番、3番を除いて、賛成多数であります。

議案第3号は可決いたしました。

---

◎議案第4号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第4号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課参事。

○**総務課参事（小鹿一彦）**

それでは、議案の27ページをお開き願います。

議案第4号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度福島町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,998万4千円とする。

平成29年5月25日提出、福島町長。

それでは、歳出からご説明いたしますので、No.2議案説明資料の9ページをお開き願います。

議案第4号関係の事務事業別説明資料でございます。

それでは、ご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、20目ががんばる地元企業等応援事業費、事務事業予算名も同様に4千万円の追加でございます。主な増減は、負担金・補助及び交付金の施設投資助成金4千万円の追加で、内容といたしましては、4月から始まりましたががんばる地元企業等応援事業のうち、施設投資助成金について申請や相談の受付状況から、当初予算額を超過する見込みとなったことによる追加補正でございます。5月11日現在の指定申請受付件数は、相談件数で71件、申請受付件数が52件。これに係る施設投資額が1億4,441万2,408円で、このうち町内業者に発注された分が町内経済循環分として6,085万5,764円となっております。

次に、助成対象額が1億3,838万631円で、助成見込額が6,065万6千円となっております。

次に、7項財政基金費、10目ががんばる地元企業等応援基金費、事務事業予算名も同様に4千万円の追加でございます。主な増減は、積立金で、ただいまご説明いたしましたがんばる地元企業等応援事業費に係る財源として基金積立を行っておりますので、それに合わせて積立するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

それでは、引き続き歳入をご説明いたしますので、議案の34ページをお開き願います。

歳入について、ご説明いたします。

16款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で4千万円の追加でございます。今回の補正予算に係る財調からの追加繰入であります。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は、2億1,700万円となります。

次に、8目ががんばる地元企業等応援基金繰入金で4千万円の追加でございます。歳出のがんばる地元企業等応援事業費の財源として繰入するものであります。

以上で、議案第4号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第1号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番木村隆議員。

○**5番（木村隆）**

がんばる地元企業等応援条例が施行されて、伸びが多いということで、今回、補正の予算ということなんですけれども、私のところに、この条例を使って町の助成を受けたい方の問い合わせの中で一番多いのが、この表示しましょうと。この助成を使った場合に、例えば車だとか建物に表示をしてくださいという風になっておりますが、実質的に担当課の方でどういった表示方法にしてほしいというアドバイスをされておるのか。それが1点です。

それから、同じく例えば貼り付けしたとか、そういう形を取ると思うんですけれども、そのチェックをするのかしないのか。そこはどういうお考えを持っているのか。

○**議長（溝部幸基）**

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

助成を受けた際の表示ということでございますけれども、その表示の部分につきましては、規則等にも規定をしているところでございます。それで、その表示の内容につきましては、事業者の名前、それと助成年度、助成金の名称、福島町がんばる地元企業等応援条例の施設投資助成金であれば、施設投資助成金というのを記載していただくと。それで、助成対象施設の内容ということで、例えば昆布の乾燥場であれば、昆布の乾燥場の新設だとか、乾燥機の更新というものを表示していただくということで、そちらにつきましては、容易に剥がれないシール等によってお願いしますということで、相談に来た方につきましては、こちらの方で見本を用意して、こういった物で作成して貼り付けをお願いしますということで、できれば目立つような色合いの物で、例えば黄色をベースにした目立つ物でお願いしたいというお話をさせていただいているところでございます。

それと、その貼り付けのチェックなどしているのかということなんですけれども、物が完成した段階で、助成金の申請をしていただく時に完成の写真を付けていただいております。その付けていただく時に、その表示が分かるような所も写真に撮っていただいておりますし、それを受けて我々担当の方が現地に出向いて行って、我々もまた間違いなく表示になっている、それと物が完成をしている、申請時と申請された物が導入されているということを写真などに撮って、現地を確認しているという状況になってございます。

以上です。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

---

◎議案第5号 平成29年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第5号 平成29年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石岡大志福祉課長。



○**福祉課長（石岡大志）**

それでは、議案の37ページをお願いいたします。

議案第5号 平成29年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,262万5千円とする。

平成29年5月25日提出、福島町長。

この度の補正の主な内容につきましては、平成28年12月27日に厚生労働省から通知がございまして、平成20年の後期高齢者医療制度発足以来、保険料を算定する電算処理システムの設定に誤りがあり、一部の被保険者について軽減判定が誤って行われたことが判明したところでございます。その後、本年4月24日に北海道後期高齢者医療広域連合から、当町の対象者一覧等の通知があり、保険料の還付をしようとするものでございます。

全国的には、約2万人と言われておりますけれども、当町の対象者につきましては、平成23年度から平成27年度までの保険料に係る4世帯6名分の還付金等でございます。

なお、対象者につきましては、戸別に訪問の上、お詫びを申し上げ、それぞれの返還額等と返還時期の予定等につきまして、ご説明をさせていただき、ご理解をいただいているところでございます。

まず、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、46ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1目保険料還付金、23節同様に16万3千円の追加は、4世帯6名に対する保険料還付金であります。

次に、2目還付加算金、23節保険料還付加算金で1万2千円の追加は、2世帯4名に対する保険料還付加算金であります。

次に、歳入を説明いたしますので、44ページをお願いいたします。

5款諸収入、1目保険料還付金、1節同様に16万3千円の追加及び2目還付加算金、1節同様に1万2千円の追加は、それぞれ歳出でご説明しました金額を北海道後期高齢者医療広域連合から歳入として見込むものでございます。

なお、還付加算金につきましては、利息によりまして1千円未満の方は付かないという状況になっております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第5号は可決いたしました。

---

◎開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認について

---

○議長(溝部幸基)

日程第9 開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認についてを議題といたします。

平成29年度会期中、議会において出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員又は常任委員等を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

なお、出席又は派遣する議員等については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

---

◎休 会 の 議 決

---

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本定例会5月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、平成29年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認めます。

平成29年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

◎休 会 宣 告

---

○議長(溝部幸基)

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

---

(休会 11時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員